

## 〔事案 25-31〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 1 月 21 日 裁定不調

### <事案の概要>

入院特約の一部変更のつもりで申込みをしたが、保険料払込満了時期が延長され、解約払戻金が減額することについて合意はしていなかったことを理由に、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 10 年 9 月に契約した終身保険を、平成 23 年 9 月に別の終身保険（転換後契約）に契約転換したが、これは募集人から「保険料 1,645 円値上げで、1 日目からの入院保障が受けられる」「キャンペーンにより保険料が 2 か月分免除される」等の説明を受けて行ったものであり、入院特約の一部変更のつもりで申込みをした。しかし、保険料払込満了年齢が 70 歳から 80 歳に延長されること、解約払戻金が減額されることについては合意していなかったため、契約転換を無効にして、元の終身保険に戻してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、転換後契約の保険料払込満了年齢が 80 歳になること、解約払戻金が減少することを含め、保障内容について提案書にもとづいて説明を行い、申立人の意向に合致していることを意向確認書によって確認している。
- (2) また、申込内容の控えと転換前契約明細書を交付しており、申立人は保険料払込期間や解約払戻金額を含めて、転換後契約の内容を理解したうえで契約している。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、「入院特約の一部変更のみではない」「保険料は 2 か月分免除されない」「保険料払込満了時期が 80 歳まで延長される」「解約払戻金が減額する」等の点について、錯誤（民法 95 条）したまま契約転換を行ったことを理由に、その無効を求めているものと判断する。

#### 2. 以下の理由により、錯誤無効の主張は認められない。

- (1) 事情聴取の結果、募集人は、提案書を用いて本転換の説明をしたことが認められるが、提案書には転換前後の保障の仕組みが分かりやすく図解で説明されていること、申立人は以前にも転換制度を利用していることなどから、本転換が、単に「入院特約の一部変更のみであると考えていた」と認めることは困難である。
- (2) 提案書には、転換後契約の 1・2 回目保険料は転換前契約の責任準備金等から充当することの記載があり、「キャンペーンで保険料 2 か月分が免除される」との錯誤無効を認めることは困難である。

- (3) 提案書の図中には、転換前契約については「70歳払込満了」、転換後契約については「80歳払込満了」と、払込期間の変更に関して明確な記載があること等から、払込満了時期についての錯誤無効の成立を認めることは困難である。
  - (4) 提案書では、申立人が95歳になるまでの、転換前契約および転換後契約の解約払戻金額が例示されており、これを比較すれば転換前契約よりも転換後契約の方が解約払戻金額が小さいことが理解でき、この点について錯誤無効の成立を認めることは困難である。
  - (5) 仮に、申立人が提案書の内容を全く確認せずに上記の錯誤に陥っていたとしても、提案書には一般人が一目見てその内容を理解できる程度に分かりやすい記載がされているので、申立人は錯誤したことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、無効を主張することはできない。
3. しかしながら、以下のとおり募集人の募集行為には問題があったことから、本件は和解により解決することが相当である。
- (1) 募集人は、事情聴取において、契約時に提案書を説明した時間はわずか12、3分程度であったと供述している。
  - (2) 募集人は提案書の図については一応の説明をしたと供述するが、転換比較表については、特に口頭で説明をしていない。
  - (3) 提案書記載の解約払戻金について、表を見せただけで特に口頭で説明をしていない。
  - (4) 契約転換を提案しているにもかかわらず、転換とは何かについての基本的な説明を口頭でしておらず、また、募集人自身の転換に関する仕組みの理解も不十分である。

#### 【参考】

##### 民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。